

## 川崎市立図書館自動車文庫運営要綱

### 1. 目的

この要綱は、川崎市立図書館規則第2条(3)に定める自動車文庫の運営等に必要な事項について定める。

### 2. 事業

自動車文庫は、次の事業を行う。

- (1) 図書館から遠隔地域の住民に対して図書の貸出を行う。
- (2) 来館困難な病院、高齢者施設、地域施設等に団体貸出を行う。

### 3. 所管

自動車文庫の所管は、宮前図書館とする。

### 4. 貸出ポイントの設置及び廃止

「川崎市立図書館自動車文庫貸出ポイント設置基準（平成10年12月1日施行）により図書館長会議で協議し、所管する館長が決定する。

### 5. 巡回日等

- (1) 各ポイントの巡回は原則として月2回とする。
- (2) 自動車文庫の運行は、土・日・月・祝日を除く日とする。
- (3) 巡回時間は、所管する館長が定める。
- (4) 館内特別整理期間は、巡回を中止する。
- (5) 巡回日当日が天候不良の場合は、巡回を中止する。
- (6) 車両の点検、または車両等の不測の事態がある場合には、巡回を中止する。

### 6. 貸出

自動車文庫の図書の貸出は、川崎市立図書館規則第7条、第8条、第9条、第10条を適用する。

### 7. その他

この要綱の定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

### 附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。